

平成31年度串間市住宅等リフォーム促進事業

住宅、店舗、自治公民館などの建物のリフォーム費用を補助します。 移住者・体験型民泊開業者・商工業者・高齢者世帯は補助拡充！

- リフォーム工事着工前に申請が必要です。(工事を始めてからの申請は対象になりません。)
- 補助対象となるのは、市内の施工業者を利用して行う20万円以上の工事が対象となります。
- 総工費から消費税を除いた額を補助対象工事費とします。(変更しました。)
- 工事期間中に串間市共通商品券を購入する場合は、工事費・商品券購入費を補助します。
- 補助金の交付は、同一住宅等及び同一補助対象者(同一世帯を含む)について1回限りです。

申請期間は

- ◇ 平成31年4月15日(月)から申請受付を開始します。
市役所1階商工観光スポーツランド推進課又は各支所まで直接ご持参ください。
- ◇ 申請書は先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは締め切ります。

補助対象者は

(個人・法人)

- ◇ 個人、又は法人の代表者は、本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人及び本人の同一世帯員、又は法人及びその代表者が市税等を完納していること。

(自治会)

- ◇ 本市内の自治会であり、総会等で協議されていること。

(移住者及び移住予定者)

- ◇ 本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 移住者及び同一世帯員が市税等を完納していること。
- ◇ 本市に5年以上定住する意思があること。

(体験型民泊開業予定者)

- ◇ 本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人および、本人と同一世帯員が、市税等を完納していること。
- ◇ 串間エコツーリズム推進協議会が推薦する体験型民泊開業予定者であること。

(商工業者) **New!**

- ◇ 本市で1年以上営業実績がある事業者であり、市税等を完納していること。
- ◇ 改修工事を行う店舗の所有者、若しくは、使用者であること。
- ◇ 串間商工会議所会員又は会員予定者で、交付決定時に会員として承認される見込があること。

(高齢者世帯) **New!**

- ◇ 本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人および、本人と同一世帯員が、市税等を完納していること。
- ◇ 世帯全員が65歳以上であり、かつ、公的年金収入(300万円以内)のみの世帯であること。



補助対象住宅等は

- ◇ 自己の居住又は所有している住宅又は店舗、事務所、工場及び自治公民館などの建物で、建築後1年以上を経過したもの（以下「住宅等」という。）

補助金の額は

（通常住宅リフォーム）

- ◇ 補助対象工事費の10%（1千円未満の端数切り捨て）、ただし、補助額は10万円まで。
- ◇ 補助金額と同額の串間市共通商品券を購入する場合は、商品券の額を上乗せして補助します。（合計上限20万円）

（移住促進・体験型民泊促進・商工業者店舗・高齢者世帯リフォーム）

- ◇ 補助対象工事費の30%（千円未満の端数切り捨て）、ただし、補助額は30万円まで。
- ◇ 補助対象工事費の10%（千円未満の端数切り捨て）の串間市共通商品券を購入する場合は、10万円を上限に商品券の額を上乗せして補助します。（合計上限40万円）
- ※ 補助金の交付は、同一対象住宅等及び同一補助対象者（同一世帯を含む）について1回限りです。
- ※ 移住予定者は、総合政策課（移住担当）での手続きが必要となります。
- ※ 体験型民泊開業者は、串間エコツーリズム推進協議会での手続きが必要となります。

申請書類は

- ◇ 申請書類等は、商工観光スポーツランド推進課、市役所の各支所にあります。
- ※ 市の公式サイトからもダウンロードできます。（ワード形式）

提出書類	取得先 等	注意事項	個人	法人	移住
① 事業計画書			○	○	○
② 収支予算書			○	○	○
③ 住民票	市民生活課又は支所	○発行後3ヶ月以内のもの ○世帯全員	○		
④ 固定資産課税台帳の写し（名寄帳）	税務課又は支所	○発行後3ヶ月以内のもの ○無い場合は所有者等が確認できる書類	○		○
⑤ 市税完納証明書	税務課又は支所	○発行後3ヶ月以内のもの ○世帯全員	○		
⑥ 工事見積書の写し			○	○	○
⑦ 工事着工前写真		○日付を記入した黒板等を入れて撮影	○	○	○
⑧ その他		【全申請者】該当地地図 【法人】登記簿謄本（全部事項証明書） 【自治会】総会資料等（自治会の総意確認） 【移住】転入前の住民票	○	○	○
	税務課又は支所	【高齢者】直近の所得証明書（世帯全員）			



完了報告は

◇ 工事が完了した日から**30日以内**に住宅リフォーム促進事業完了報告書に、次の書類を添えて提出してください。(平成32年2月末日までの工事完了が原則です。)

- ① 収支決算書 ② 工事代金領収書の写し ③ 工事請求書の写し ④ 商品券購入の領収書の写し
- ⑤ 工事着工前・完了後が比較できる両方の写真(日付入り)

(※移住予定者は、①～⑤に加え、串間市住民票を提出して下さい。)

対象住宅は

補助対象判断基準 (通常・移住者・体験型民泊・商工業者・高齢者)	
補助対象	補助対象外
瓦の葺替	土地購入費
屋根下地改修	塀・門など建物外の新設・改修
雨どいの補修交換	シロアリ駆除
ベランダ等の修繕	駐車場整備工事
外壁張替	浄化槽の設置・撤去
システムキッチン・バスの導入に伴う改修工事	幅2mを越える犬走り
廊下・床張替工事	新築工事
台所改修工事	庭の改修
浴槽改修工事	既存建物撤去(改修に伴う撤去は可)
トイレ改修工事	公共下水道接続工事
建具取替工事	防犯・防災器具取付工事
サッシ交換修繕	電化製品等の単純購入
間取改修工事	ハウスクリーニング
既存の倉庫・車庫改修工事	電話・インターネットなどの配線工事
増築工事	
耐震工事	
改修に伴うシロアリ駆除(体験型民泊のみ)	
駐車場整備工事(体験型民泊のみ)	
防災器具取付工事(体験型民泊のみ)	

交付の流れは

